



巻頭言

建築基本法の制定に向けて

自民党衆議院議員 宮路 拓馬

日頃より「建築を文化に」の理念のもと、建築基本法の制定に向けて尽力しておられます神田順会長をはじめ建築基本法制定準備会の関係者の皆様に深く敬意を表します。

「建築」は国民の健康で文化的な生活の基礎であり、「建築と街並みとの調和」は私たちの歴史と文化に深みをもたらす重要な要素です。しかし、我が国の建築法制の基本法である「建築基準法」は、大量の住宅を供給することが求められた時代に建築の「最低基準」を設けるために制定されたものであり、現代に生きる私たちの求めに十分に応えているとは言えません。

そのような中、①建築を私的財産としてのみならず社会的資産と捉え、②「建築主責任」の概念を導入し、③建築のライフサイクル全体に対応し、良好な建築・街並みの形成を促すことにより、建築資産の次世代への継承を図るべく「建築基本法」の制定を目指すことは、明治維新から一五〇年を迎えた我が国における「新たな国創り」という観点からも、非常に時宜を得たものと存じております。

我が父・宮路和明が空き家対策に心血を注ぎ、「空き家対策特別措置法」を議員立法として成立させたこともあり、私も我が国の建築法制の未来を切り拓くべく、皆様とともに「建築基本法」の制定に向けて力を尽くしてまいります。

国会議員会館シンポジウム報告

テーマ：「勉強会のまとめと今後の活動方針について」

日時：2018年3月9日（金）13:00～15:00

場所：衆議院第一議員会館 地下大会議室

参加者：国会議員 16名（秘書の代理出席を含む）

会員及び一般参加者 計105名

司会進行：神田 順（以下敬称略）

国会議員会館での建築基本法シンポジウムは、今回で9回目となった。以下、発言の骨子を記す。

あいさつ：神田 順 建築基本法制定準備会 会長

基調講演1 「今こそ建築基本法を」 神田 順

昨年からの勉強会での課題をご紹介します。

第1回勉強会 多岐にわたる課題の整理

第2回勉強会 景観

第3回勉強会 建築主責任

※「建築基本法制定に向けた勉強会のとりまとめ」については、当会HPに掲載

（議員より）

<小川勝也議員>

2003年の設立時からのメンバーで、神田会長とは問題

意識を共有し、本会がスタートしたと記憶している。この間建築技術は進歩したが、耐震偽装姉歯事件など現在の建築基準法では物足りない状況が生まれ、昨今では空き家（廃屋）問題がある。人口減少という社会構造の変化の下で新しい時代に即した建築と所有者の責務あるいは街づくり、景観、未来志向の仕組みを考えていく必要がある。今後様々な観点から意見を集約し、最終的には国会議員とこのメンバーで課題を整理し、未来志向の新しい建築基本法を作り上げることができればと思う。私たちがやる。そんな覚悟を持って、未来の扉を開くことができればいいなと思っている。

<小宮山泰子議員>

埼玉7区小江戸川越の街は伝統木造建築で成り立っています。現在の建築基準法には適合しない伝統木造建築の技術の継承というという意味でも「建築基本法」は必要と考えています。

<小倉将信議員>

建築基本法制定は、与野党の垣根を越えて、超党派でこれからも一緒に議論させていただきたいと思う。公共施設の運

用に当たって第3回勉強会での友澤先生にお話いただいたブリーフをうまく活用してできないのかということを考えてみたい。建築基本法というのは、これらの根っこをつくる法律だと思っている。微力ではあるが、この機運が少しでも草の根から盛り上がるように頑張っていきたいと思っている。

<務台俊介議員>

日本全体としての家並みがとても先進国とはいえない。イギリスでは個々の民家は古いものほど価値が高くて、高値で売買されている。特に大事なものは、やはり地域におられる建築士の方、自治体の責任が大きいのと思う。しっかりと枠組みをつくらないと、日本の伝統あるものが失われる。われわれ超党派でしっかりコミットメントしていきたい。

<宮路拓馬議員>

建築基本法制定に向けた勉強会の事務局を拝命しております。衆議院議員をしておりました父の最後の仕事が空き家対策特別措置法です。私の地元は鹿児島ですが、地域によっては半分以上が空き家です。今も空き家の問題、空き地の問題に政府として取り組んでいます。その先には、本来、この建物というものは、われわれの国民の生活にとってどういうものであるのかということまで立ち返って考えたいと思います。また今年、明治維新150年ですが、これから明治維新200年、250年、先々までしっかりと、次世代に引き継げる建築文化をつくっていききたいと思います。

(会場より)

<佐藤氏>

38条認定の弾力的運用で、もっと自由な発想や新しい技術を取り入れる努力をすべき。

<梅野氏>

「建築基本法」での取り組みのスピード感と、方法について、議員の側としてどのような見解を持ちでしょうか。

<宮路議員>

もともとは理念を掲げる建築基本法を作り、建築と景観等、理念的に大きく大転換するという考え方という様に理解しています。一方、個別法の中で建築基準法のその建築規制の話、あるいは民泊であれば旅館業法、あるいは公衆衛生の話になり、実際は非常に多岐にわたるものであります。従って、「建築基本法」を一つ作れば全てが解決するわけではなく、あくまでも大きな考え方の転換、その上で各個別法をどう変えていくのかという次の議論に移っていくと思います。

<小宮山泰子議員>

基本法はある意味上位法で理念法ですから、「建築基本法」から派生してくる建築基準法であったりします。今は建築基準法しかないところを、「建築基本法」によって地域ごとの特性を生かすことができたりします。また、今までは基準法の

範囲外だった伝統木造などが認められるという意味において、次の段階の法改正は必要と思います。

<早稲田夕季議員>

地元は鎌倉で、今回、建築基本法の理念に賛同し、本会に勉強会に参加させていただきました。建築物は私有物ではあるものの、それを社会的資産として、鎌倉なり、日本の資産として残していくにはどういう方向がよいのか町並みはみんなのものだと、景観はみんなのものだと、そういう視点に立って、施主さんも、建築事業者の方も、行政も、それから住民の方も皆がよいということになればよいと思います。

<和田政宗議員>

仙台が地元でJIAの宮城地域会の方々とともに様々な町づくり、景観町並み形成に関わってきました。建築基本法は議論を散々尽くしてきましたので、あとは、どう実現するかということだと思います。

<尾島氏> 元建築学会長

「建築基本法」の必要性は、誰よりも私は望んでいる。建築基本法は是が非でもこれは作っていただきたい。

<千葉氏> フリージャーナリスト

建築基本法の集まりは建築家と構造家に偏り過ぎており、建築設備関係の方も取り込めるような形にしていけばよいと思う。総務省の住宅統計調査からは実態が見えてこないのも、もう少し建物のサイクルをみたいなのが整備されると日本の建築の全体像が見えてくると思う。

<牧村氏>

皆がどういう技術を持って、そしてそれに社会貢献していくかという視点がまだまだ足りないというところであり、基本法を制定する必要があるだろう。

<まとめ>

衆議院の本会議が重なったにもかかわらず多数の議員の先生方にご出席いただいて議論が進んだと思います。建築基本法制定準備会として、本日の成果を何よりも制定に向かって一歩進め、手探りではありますが、超党派の議連の立ち上げに向かって一歩進める必要があると思います。

(文責：橋本友希)



会場の様子

金沢シンポジウム報告 「伝統のまちなみ保存と建築基本法」

<日時> 平成30年3月16日 13:00-17:30

<場所> 金沢工業大学 酒井メモリアルホール

<来賓挨拶> 岡田直樹参議院議員代理 秘書 谷端臣文氏

<基調講演1> 神田 順 会長

「建築基本法制定に向けての最近の動向」

昨年12月の仙台シンポジウム講演、第3回勉強会の紹介。
宮沢賢治の生活に対する自立的な思想も紹介。

<基調講演2> 後藤正美氏

伝統木造工法を建築基準法に位置けるには限界がある。マニュアル作りということで、京都、金沢、高山と、それぞれの地域の特質を生かしたものと進化させることが出来ている。発泡スチロール壁を土壁の代わりに使うのもその一つ。金沢でも毎年200棟が解体になっている。共通課題を抱える地方が連帯して、伝統木造民家を活発化させたい。

<プレゼンテーション1> 黒木正郎氏

地区計画や建築協定などのルールは一般化していない。ストック活用こそが住への直接支出が減らせて生活を豊かにする。建築士法に建築士の役割として「地域環境」を加えたい。

<プレゼンテーション2> 竹内申一氏

文化の生きる町、寺町台の重伝建地区に、許可制度を選択して、自宅を設計した。まちに開けた家の意味を問いたい。ケネス・クラプトンのCritical Regionalism参照。

<プレゼンテーション3> 浦淳氏

金沢は、震災を免れた町。鈴木大拙、西田幾太郎を輩出。能登があるから金沢がある(松岡正剛)。平準化する都市に対して金沢の気骨を示したい。もっとも条例の多いまちである。

<プレゼンテーション4> 前市長 山出保氏

谷口吉郎と伝統環境保存条例、芦原義信と都市景観懇談会など、建築家の役割を發揮してもらった。1980年代の兼六園前の旅館の外観に対する景観論争。マンション計画を市の緑地へ。観光都市と呼ばれたくない。ガバナンスが重要。交通

基本法の移動権については、国の財政が心配でもある。建築基本法には、理念と感性を大切にしたい。

<パネル討論> コーディネータ 黒木正郎氏

水野一郎：姉齒以来、建築の専門家が社会から認められていない。理想を掲げて行く勇気が必要。金沢は明治政府の重工業優先に迎合しなかったまち。

竹内：社会資産の観点が大事。日本は私と公が分離している。

浦：工芸から人づくりを足掛かりにしたい。

後藤：歴史から学ぼう。高山は、まちなみ保全の意識が高い。

水野：重伝建に選ばれて、建築基準法から解放されるのが嬉しいこと。火災も、基準法以外でも対応できる。金沢を木造の都市にしたい。

神田：デンマーク・コペンハーゲン郊外に茅葺の家があるが、火災保険で対応。スプリンクラーなど手段はある。

黒木：例外を規制緩和として位置付けるのではなく、自己責任の代替案と考える。

竹内：イギリスでも、消防と建築が連携して対応している。

浦：観光とまちの生活がうまく行くルール作りを、共通問題をもつ市が市民一般を巻き込んで議論したらよい。

後藤：糸魚川火災の復興では、防耐火構造でないと補助金が得られず、木造が作れない。

(会場から)

円満隆平：建築基準法に安住しすぎた。総合防災計画を作ってもなかなか相手にされない。6,000棟の金沢町屋の全数を5年ごとに調査している。建築士も行政も基本法の視点が大事。

北川文男：まちづくりが職種として認知されていないのが問題。国交省の今後の建築基準のあり方に対して、パブコメを書いている。参考にしてほしい。

北本義郎：建築確認の民間機関が導入され、30本もの独自条例を作っても、対象法令でないため建築確認が下りてしまう。独自条例の事前許可制でないといけない。用途変更に設計士が不要とする建築士法を見直す必要もある。

新宮清志：石場建ての効果についての質問。

会場から：宅建業界に建築基本法を投げかけてほしい。

<まとめ> JIA 北陸支部長高屋利行氏

65名の参加で、有意義な議論ができた。石原都知事から東京を醜くしたのは、建築家たちだと言われた。これからは建築基本法を訴えたい。

(文責：橋本友希)



金沢工業大学 酒井メモリアルホール

第3回議員勉強会報告

<日時> 平成30年2月1日(木) 8時～9時
<場所> 衆議院第一議員会館 地下1階第3会議室
<出席者> 鶴保庸介(自・参)(代) 櫻田義孝(自・衆)(代)
井上信治(自・衆) 務台俊介(自・衆)
宮路拓馬(自・衆) 小倉将信(自・衆)
小川勝也(民・参) 小宮山泰子(希・衆)
白眞勲(民・参)(欠) 佐藤英道(公・衆)(代)
谷畑孝(維・衆)(欠) 土井亨(自・衆)(欠)
和田政宗(自・参)(欠) 足立敏之(自・参)(欠)
海江田万里(立・衆)(欠) 早稲田夕季(立・衆)
(代)大河原雅子(立・衆)(代) (代)代理出席 (欠)欠席
建築基本法制定準備会 神田順会長
幹事 5名、オブザーバー 3名

<開会挨拶> 神田順
<進行挨拶> 宮路議員が事務局長として司会進行を務める。
<議員自己紹介>
井上議員：元国交省の人間としてパイプ役を果たしたい。
務台議員：建築基本法は、地方でも議論が必要。
小宮山議員：伝統木造建築が認められる制度にしたい。
小川議員：1998年法改正以後、問題意識を持っている。北海道の廃屋問題を何とかしたい。
小倉議員：マンションのメンテナンスを始めとするグランドデザインが必要。
<基調報告> 友澤史紀
建築主は作るときだけ規制されているが、建築主が責任を果たすための方法として、意図を明確にするブリーフ作りが、私の結論である。また、一般国民も建築、街並み、生活に対して国を頼りにするのではなく、自立的であれと。
<意見交換>
務台議員：建築の初めから終わりまで考えて、場合によっては所有権への介入も必要になる。
小宮山議員：発注者の専門家の選び方が問題である。海外事例などを更に勉強したい。
井上議員：建築主責任まで法で踏み込むのは、特に一般の人の理解は難しいのではないか。規模なども考慮した上で限定的であるべき。
小倉議員：ブリーフの意義はわかるが、その効果の範囲を考えたい。町田市新庁舎の評価も聞きたい。
友澤先生：ブリーフは、民間活用を主に考えているので、すぐに法規制というものではない。周辺の迷惑をこうむる人の意見が反映される配慮が必要。
小倉議員：金融界でも、ルールベースからプリンシプルベース

スになっている。直接的に法でがんじがらめにするのではなく、緩やかな方向付けができるかも。
小宮山議員：長寿命化を考えると、リフォームなどで、特にブリーフが活用できるのではないかと。

(文責：橋本友希)



勉強会の様子

唐丹・小白浜報告

復興支援の拠点として「潮見第」が完成しましたが、暖房設備がまだ不十分なため、皆様へのご利用を十分に呼び掛けられずおりますが、最近までの様子をお伝えします。

1月には、花巻の大沢温泉に1泊して釜石線、三陸鉄道と乗り継いで唐丹小白浜の潮見第へというルートで利用。2月には、宮古に法務局の支局があるので、申請書類を持って直接行って、潮見第の登記をし、レンタカーで釜石へというルートでした。

釜石から宮古間の被災したJR山田線区間は復旧工事が大詰めで、来年3月には三陸鉄道が運営主体になって再生する予定です。3月24日には、釜石―綾里往復を「ほろ酔い寄席列車」が走りました。釜石の銘酒浜千鳥もスポンサーについて、4人の席に2本のお酒とお弁当、綾里では落語。なかなか良いムードでした。

そして4月29日は、震災後初めての本格的な3年ごとの「さくら祭り」が復活。唐丹駅に近い天照御祖神社から3台の御神輿が小白浜、本郷を経て花露辺の入り口の湾に向いた社まで、7集落による大名行列や太鼓、虎舞、手踊りの行列が練り歩きました。

主催者発表16,000人の人出だったようです。
(文責：神田順)



花露辺の手踊りの行列とトラックの上での荒神太鼓の演技
事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kikhonho.jp / http://www.kikhonho.jp/